

# 関島社会保険労務士事務所便り

2015年  
11月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

HP: <http://www.srseki.info>



野路菊

## 事業主に従業員の個人番号把握義務

11月下旬までに、個人番号通知カードが住民票の住所地に簡易書留で郵送されます。不在の場合は、持ち戻り、不在保管期間は1週間です。受け取れない場合は個人番号が記載されている住民票を取り寄せることとなります。

### ◆事業主に個人番号把握義務

個人番号法では、事業主に従業員及び扶養親族の個人番号把握義務が課せられています。

そのため、事業主は、原則として下表のとおり、本人及び国民年金の第3号被保険者（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者）については、個人番号の正確な確認と確実な身元確認が必要とされています。その他の扶養親族については正確な番号確認が必要とされています。

しかし、現に雇用関係のある従業員等については、「人違いでないことが明らかと個人番号利

用事務実施者が認めるときは、身元（実存）確認書類は要しない。（則3⑤）」と規定しており、個人番号が記載された通知カード等のコピーの貼付でよいとされています。

### ◆個人番号の提供を拒否された場合の対応

特定個人情報保護委員会の「適正な取扱いに関するガイドライン」によると、個人番号の提供を受けられない場合でも、法律で定められた義務であることを伝え、提供を求める必要があります。それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存し、単なる義務違反でないことを明確にしておかなければなりません。経過等の記録がないと、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できないためです。

### 新規採用時等の個人番号把握の原則

|  |  |
|--|--|
| ①個人番号カードの表・裏両面のコピーを添付する場合  |  |
| 個人番号カードの表面及び裏面には本人の個人番号及び顔写真があり、他の書類は必要ありません。  |  |
| ②個人番号カード以外の公的書類（それに類するもの含む）を添付する場合   |  |
| 下記Aの番号確認書類とBの身元確認書類に顔写真付身分証明書が必要ですが、写真付身分証明書がない場合は、AとCのうちのいずれか2点が必要です。                                 |  |
| A 番号確認書類（以下いずれか1つ）   |  |
| ●通知カード ●個人番号記載の住民票の写し ●個人番号記載の住民票記載事項証明書   |  |
| B 写真付身分証明書（いずれか1点）   | C その他の本人確認書類（いずれか2点）   |
| ●運転免許証<br>●運転経歴証明書（H24.4.1以降の交付のもの）<br>●パスポート<br>●身体障害者手帳<br>●精神障害者保健福祉手帳<br>●療育手帳<br>●在留カード又は特別永住者証明書 | ●各種健康保険被保険者証<br>●住民票の写し又は住民票記載事項証明書<br>●年金手帳<br>●後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証<br>●共済組合の組合証又は加入証<br>●児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書<br>●個人番号利用事務実施者が適当と認める書類 |

# 健康保険の「傷病手当金」とは

健康保険の被保険者が、ケガや病気で一定期間欠勤し、賃金が支払われないときは、傷病手当金が支給されます。

## ◆傷病手当金の支給要件

傷病手当金は、次の4つの要件いずれにも該当している場合に支給されます。

### ①療養のためであること。

療養には自費診療や、自宅療養を含みません。

### ②労務不能であること。

- 傷病の状態が労務不能であれば、家事の副業に従事した場合でも支給。
- 傷病は休業を要する程度ではないが、遠隔地で通院のため事実上働けない場合は支給。
- 隔離収容のため労務不能のときは支給。
- 医師の指示又は許可のもと半日出勤し、従前の労務に服する場合は不支給。

### ③労務不能日が継続して3日間あること。

「継続した労務不能3日間」がないと支給されません。有給・無給問わず、日曜日・祝日等の休日を含む連続3日の労務不能日が必要です。

休 休 出 休 休 出 休 休 出 継続していないので  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 不支給

休 休 休 出 休 休 休 休 休 継続しているので5日目  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 から支給

休 休 出 休 休 休 休 休 休 4~6で待期が完成する  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 ので7日目から支給

### ④労務不能により報酬（賃金）の支払いがないこと。

報酬（賃金）の額が傷病手当金の支給額より少ないときは差額が支給され、多いときは支給されません。

## ◆支給金額

労務不能1日につき、標準報酬日額の3分の2です。

標準報酬日額とは、標準報酬月額の30分の1相当額をいい、5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切り上げます。

なお、3分の2相当額に50銭未満の端数があるときは切捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げます。

## ◆支給期間

傷病手当金は、支給を始めた日から起算して1年6か月を限度として支給されます。

|      |           |    |      |      |
|------|-----------|----|------|------|
|      | ← 1年6か月 → |    |      |      |
| 待期3日 | 欠勤        | 出勤 | 欠勤   | 欠勤   |
|      | ←支給→      |    | ←支給→ | ←不支給 |

ある傷病での傷病手当金受給中に、他の傷病により傷病手当金が支給される場合には、支給期間はそれぞれについて計算されますが、重複して支給されません。

## ◆資格喪失（退職）後の継続給付

退職する際に、被保険者期間が1年以上あり、かつ、待期3日が完成しておれば、退職してからも支給開始から1年6か月の期間内であれば、継続して傷病手当金が受けられます。



## ◆受給手続き

傷病手当金請求書に、①事業主の証明（資格喪失後は不要）、及び、②医師又は歯科医師から意見書を記載してもらい、協会けんぽまたは健康保険組合に提出します。

会社は本人からの委任を受け、傷病手当金の受取代理人になることができます。そして、その額から社会保険料を控除した額を本人口座に振り込むことも可能です。

# 厚生労働省11月を「過重労働解消キャンペーン」

## 国交省 9月から運送業の監査強化

### ◆実施期間は11月1日～30日

厚生労働省は、今年11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施することを発表しました。これは、「過労死等防止啓発月間」の一環として2014年から始まったもので、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談などの取組みを行うとのこと。

### ◆長時間労働対策の強化が緊急の課題

昨年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づいて今年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、長時間労働対策の強化が切迫した問題となっています。長時間にわたる過重労働は、労働者の脳・心臓疾患、精神障害につながっており、また、割増賃金の不払い等の労働基準法違反も後を絶たない状況となっています。

### ◆問題解消のための取組み

厚生労働省では、キャンペーン中の取組みとして、使用者団体や労働組合に対して協力要請を行いつつ、リーフレットの配布による周知・啓発を行います。

また、過労死等に係る労災請求が行われた事業場や離職率が極端に高いなど「使い捨て」が疑われる企業を把握し、重点監督を実施します。

なお、監督指導の結果、是正が図られないなど悪質の場合は、送検手続きがとられることがありますので、注意が必要です。また、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」(0120-794-713)を実施し、都道府県労働局の担当官が相談に対する指導・助言を行います。

### ◆昨年の実施結果は？

2014年11月に実施した同キャンペーンにおける結果では、重点監督が行われた4,561事業場のうち3,811事業場(全体の83.6%)で労働基準関連法違反が明らかとなりました。

政府は長時間労働対策を重点取り組みテーマに位置付けています。問題解消のためには、企業が労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。

### ◆国土交通省 9月から監査を強化

国土交通省では、この9月1日よりドライバーの労働時間などを定める改善基準告示に違反し、**労働基準監督署から運輸支局に通報された事業者に対し、トラック協会に業務を委託している貨物自動車運送適正化実施機関による巡回指導が行われています。**

この適正化実施機関から結果報告により改善されていないと判断されると運輸支局が監査を実施します。そして、改善基準違反が認められ、悪質と判断されると、下表の行政罰が加えられます。

改善基準違反の行政処分内容(抜粋)

国土交通省

| 違反行為                              |   | 国土交通省              |                      |
|-----------------------------------|---|--------------------|----------------------|
| 適用条項                              | 事 項   | 初違反                | 再違反                  |
| 貨物自動車運送事業法<br>第17条第1項<br>安全規則 第3条 | 過重運転の防止措置義務違反   | 警告                 | 10日車                 |
|                                   | 第1項、第2項 必要な員数の運転者の確保違反  | 30日車               | 60日車                 |
| 第3項                               | 1 休憩・睡眠施設の整備違反<br>2 同上施設の管理、保守違反                                | 警告                 | 10日車                 |
| 第4項                               | 1 「貨物自動車乗務時間等告示」違反<br>①設定不適切<br>②未設定                            | 警告<br>10日車         | 10日車<br>20日車         |
|                                   | 2 乗務時間等告示の遵守違反<br>①各事項の未遵守計5件以下<br>② 同上 6件以上15件以下<br>③ 同上 16件以上 | 警告<br>10日車<br>20日車 | 10日車<br>20日車<br>40日車 |

### ●子育てに必要なことは「安定した雇用と収入」

厚生労働省は、全国の15歳から79歳までの男女3,000人に対して実施した「人口減少社会に関する意識調査」結果を公表した。若者世代が出産・子育てにより前向きになるために必要なこと、大事だと思うことについては、「安定した雇用と収入」が72.4%で最も多く、次いで「安心して保育サービスが利用できること」が47.4%であった。(10月27日)

### ●「解雇の金銭解決」について議論始まる

厚生労働省と法務省は、合同で設置する「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の初会合を開き、あっせん解決金の指針を導入する等の検討が始まった。解決金の中央値は裁判や労働審判に比べて少額にとどまり、解決金の額にもばらつきがあることから、目安を示すことを検討する。また、地方裁判所で開いている労働審判の開催場所を増やすことも検討する。(10月30日)

### ●就活 来年は6月に採用活動解禁へ

経団連は、今年は8月からとなっていた大学生向けの採用活動を、2017年春入社の子生については6月へ前倒しする方針を固めた。今年は学業への影響などを考慮して従来の4月から8月に遅らせたが、採用活動の長期化や中小企業での内定辞退の増加等で混乱が生じたことに配慮した。(10月25日)

### ●介護休業給付金の増額を検討へ

厚生労働省は、介護休業取得者に対する給付金を引き上げるため、11月上旬開催の労働政策審議会の分科会で労使の代表らと給付率について議論する方針を示した。給付を増やすと企業などの雇用保険料の負担につながる可能性もあり、経営者側が慎重な姿勢をとるとみられ、同省が調整を進める。(10月22日)

### ●70歳以上でも働ける企業が3万社に

厚生労働省が2015年の「高齢者の雇用状況」を発表し、条件付きを含めて70歳以上で

も働ける企業は約3万社に上り、比較可能な2009年以降で過去最高を記録したことがわかった。希望者全員が65歳以上まで働ける企業も10万8,000社に増加した。同省では、ハローワークに65歳以上の求職者専門の窓口を設けるほか、2016年度からは65歳以上の従業員を多く雇う企業への助成金を拡充するなど、高齢者の雇用環境を整える方針。(10月21日)

### ●年休取得率が2年ぶりに低下

厚生労働省が「平成27年 就労条件総合調査」の結果を発表し、2014年の年次有給休暇取得率は47.6%で、前年比1.2ポイント低下したことがわかった。取得率が低下したのは2年ぶり。業種別では製造業や卸売業・小売業などで前年に届かず、同省は「景気情勢の回復を背景に人手不足となっていることが一因」と分析している。(10月15日)

### ●現金給与総額が2カ月連続で増加

厚生労働省が8月の「毎月勤労統計調査(速報)」の結果を発表し、労働者1人当たりの現金給与総額が27万2,382円(前年同月比0.5%増)となり、2カ月連続のプラスとなったことがわかった。所定外給与(残業代など)が大きく伸びたことが要因。物価変動を反映させた実質賃金は同0.2%増だった。(10月5日)

### ●運転手の検査項目見直しへ 国交省

国土交通省は、バスやトラック、タクシー運転手について同省が推奨する睡眠時無呼吸症候群や脳・心疾患の検査、人間ドックでの検査項目を絞り込む方針を示した。中小企業の多い運送事業者では検診にかかる費用負担の重さから、検診率の低さが課題となっている。過去の事故データを分析し、事故を減らす効果の高い検査項目に絞り込むことで、検診にかかる事業者の費用を抑え、事故防止に繋げるのがねらい。(10月3日)

